

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第 889 号

2017 年（平成 29 年）10 月 12 日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2017 年（平成 29 年）10 月 12 日付けで諮問（第 889 号）された生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成 15 年藤沢市条例第 7 号。以下「条例」という。）第 12 条第 2 項第 4 号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第 12 条第 5 項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 包括的な取扱いについては、「3 審議会の判断理由」に述べるところによる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり、個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

神奈川県茅ヶ崎警察署司法警察員から、刑事訴訟法第 197 条第 2 項に基づき捜査のため、生活援護課で保有する生活保護受給者情報の照会がなされた。刑事訴訟法第 197 条第 2 項の規定は、目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、神奈川県茅ヶ崎警察署司法警察員に生活保護受給者情報を目的外に提供することについて、条例第 12 条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 生活保護受給者情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

保護受給の有無（受給の種別）、該当者の氏名、住所、生年月日、保護支給月

額(支給状況), 入院, 通院の期間及びその状況

なお, 照会書の照会事項の提供の必要性を捜査機関に確認し, 自立支援医療証, 病状調査等医療要否意見書, 責任能力の有無及び把握した当時の書類一式の写しの交付をする必要はないと判断した。

イ 目的外に提供する相手方

神奈川県茅ヶ崎警察署司法警察員

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は, 刑事訴訟法第197条第2項に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は「捜査については, 公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており, 官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが, その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし, 本件照会は, 正当な請求権を有した神奈川県茅ヶ崎警察署司法警察員によって行われるものであり, 受け取った情報について守秘義務が課せられている。また, 捜査の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について神奈川県茅ヶ崎警察署司法警察員に問い合わせたところ, 「捜査内容の詳細については回答できないが, 現在, 捜査中の窃盗事件についての被疑者であり, 生活保護を受給しているのであれば, 生活困窮が犯行動機の裏付けとなる。また, 精神疾患等を確認することで, 疾病の影響により犯行に及んだ可能性も確認する必要がある。」とのことである。

本件の目的外に提供する個人情報は, 生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり, 他の代替手段が想定し難いものである。

よって, 本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果, 本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合, 当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。しかし, 本件の目的外提供は, 捜査のために行うものであり, 照会対象者が犯行に関与している可能性があるため, 本人通知をした場合には当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認した。

以上から本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため, 当該通知を省略することとしたい。

(4) 包括承認について

今後, 刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会書により目的外提供を求められた際, その公共性及び緊急性, 犯罪捜査の必要性を考慮し, 情報の取扱いに十分留意したうえで, 生活保護受給状況について, 審議会への諮問の手続きを個々に経ることなく回答できる包括的な取扱いを, 併せて諮問するもの

である。また、生活保護受給状況を回答する場合の本人通知についても、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認できた場合のみ、今後審議会への諮問の手続を個々に経ることなく省略することができる包括的な取扱いを、併せて諮問するものである。

(5) 提出書類

ア 捜査関係事項照会書

イ 回答書(案)

ウ 捜査関係事項照会を受けた場合の生活保護受給者情報の取扱いに関するガイドライン(案)

エ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県茅ヶ崎警察署司法警察員によって行われたものであり、本件照会の具体的必要については、捜査内容の詳細については回答できないが、現在、捜査中の窃盗事件についての被疑者であり、生活保護を受給しているのであれば、生活困窮が犯行動機の裏付けとなる。また、精神疾患等を確認することで、疾病の影響により犯行に及んだ可能性も確認する必要がある、とのことである。

また、実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報は、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである、としている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は、捜査のために行うものであり、照会対象者が犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認した。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) 個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略することについての包括な取扱いについて

刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会については、事案に応じ、求められている個人情報ごとにその必要性が判断されるべきである。したがって、犯罪の種類と個人情報の種別をもって類型化することは適切でなく、目的外に提供することについて包括的に認めることはできない。目的外に提供する必要性が認められない以上、目的外に提供することに伴う本人通知の省略については、判断する必要がない。

以 上